

学校法人京都成安学園セクシュアル・ハラスメント等の防止に関する規程

平成18年9月29日制定

(目的)

第1条 この規程は、学校法人京都成安学園（以下、「本法人」という。）の就業規則第3条から第6条までの規定に基づき、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、ジェンダー・ハラスメント及びその他のハラスメント（以下、「セクシュアル・ハラスメント等」という。）の防止のための措置並びにセクシュアル・ハラスメント等に起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置について、必要な事項を定めることにより、本法人のすべての学生、園児（以下、「学生等」という。）、職員および関係者（以下、「職員」という。）に、公正で安全・快適な学習、教育、研究及び就業の機会を保障することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、セクシュアル・ハラスメントとは、相手の意に反する性的な言葉や行動であって、相手に不快感その他の不利益を与えるものをいう。

2 この規程において、アカデミック・ハラスメントとは、教育・研究の場における地位又は権力を利用して、相手に不快感その他の不利益を与える言葉や行動をいう。

3 この規程において、ジェンダー・ハラスメントとは、性別による差別意識に基づく言葉や行動であって、相手に不快感その他の不利益を与えるものをいう。

4 この規程において、その他のハラスメントとは本条1項から3項以外の不適切な言葉や行動であって、相手に不快感その他の不利益を与えるものをいう。

(理事長、法人本部長及び各学校の長の責務)

第3条 理事長は、本法人のセクシュアル・ハラスメント等の防止及び対応に関する全ての責務と事務を統括する。

2 常務理事及び法人本部長は、理事長を補佐し、セクシュアル・ハラスメント等の防止及び排除に努め、問題が生じた場合に迅速、適切に対処する責任を負う。

3 本法人の設置する各学校の長は、当該学校の独自性を考慮し、学生等及び職員のセクシュアル・ハラスメント等の防止及び排除に努めるとともに、それらに関連する問題が生じた場合に迅速、適切に対処する責任を負う。

(職員・学生等の責務)

第4条 本法人の職員及び学生等は、この規程及び理事長が定める指針に従い、セクシュアル・ハラスメント等に該当する行為をしてはならず、セクシュアル・ハラスメント等になり得る言動に該当する事実が認められた場合は、学校法人京都成安学園就業規則および学校法人京都成安学園賞罰規程（以下、「賞罰規程」という。）に基づき次の各号を基準として、懲戒等処分を受ける。

- (1) 賞罰規程第10条第1項第1号、第2号、第3号及び第4号（戒告・減給・停職・降格）もしくは同条第3項により処分される行為
 - (ア) 容姿あるいは身体上の特徴に関する不必要な発言や質問
 - (イ) 性的あるいは身体上の事柄に関する不必要な発言や質問
 - (ウ) わいせつ図画の閲覧、配布、掲示等
 - (エ) うわさの流布等
 - (オ) 不必要な身体への接触等
 - (カ) プライバシーの侵害
 - (キ) 性的な言動により、他の者の就労・就学意欲を低下せしめ、能力の発揮を阻害する行為
 - (ク) その他、相手方および他の者に不快感を与える性的な言動
 - (ケ) 管理者たるものが、管理下にいる者がセクシュアル・ハラスメント等を受けている事実を認めながら、これを黙認する行為
- (2) 賞罰規程第10条第1項第5号及び第6号（諭旨解雇・懲戒解雇）により処分される行為
 - (ア) 前号のうち、数回にわたり懲戒処分を受けたにもかかわらず、改善の見込みがないと認められたとき
 - (イ) 交際、性的な関係の強要
 - (ウ) 性的な言動への抗議又は拒否等を行なった者に対して、解雇、不当な人事考課、配置転換等の不利益を与える行為

2 派遣労働者がセクシャル・ハラスメント等を起こした場合は、派遣元と協議する。また同人がセクシャル・ハラスメント等を受けた場合は、この規程を適用する。

（対策委員会）

第5条 本法人は、セクシュアル・ハラスメント等の防止及び排除に関する具体的な対策を推進するために、常設のセクシュアル・ハラスメント等対策委員会（以下、「対策委員会」という。）を置く。

（対策委員会の任務）

第6条 対策委員会の任務は次の各号に掲げる事項とする。

- (1) セクシュアル・ハラスメント等防止に関する実態調査及び情報収集をすること
- (2) セクシュアル・ハラスメント等防止に関する啓発及び研修の推進をすること
- (3) 前2号について各学校間の調整をすること
- (4) 相談員（第8条に定める相談員をいう。以下同じ。）の職務に関する具体的事項の検討をすること

- (5) 相談員の行った対応についての確認及び検討をすること
 - (6) 調査員（第10条に定める調査員をいう。以下同じ。）の選出について理事長に進言すること
 - (7) セクシュアル・ハラスメント等の再発防止に関する改善策の検討及び実施をすること
 - (8) その他、セクシュアル・ハラスメント等に関する事項一切
- 2 対策委員会は、前項の任務について、必要に応じて理事長に報告し進言するものとする。

（対策委員会の組織）

第7条 対策委員会は、以下の各号に掲げる委員をもって組織し、理事長が委嘱する。

- (1) 各学校の長の指名した教育職員 大学 3名、(幼稚園においては園長1名とする)
 - (2) 各学校の長の指名した事務職員 大学 2名、
 - (3) 法人本部長の指名した事務職員 2名
 - (4) 理事長の指名した者 1名
- 2 対策委員会の長は、理事長が委嘱する。
- 3 対策委員の任期は2年間とし、再任を妨げない。また欠員が生じた場合は、速やかに補充し、その場合の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 対策委員会は、必要に応じて第1項に掲げる構成員以外の者を会議に出席させ、報告又は意見を聴くことができる。

（相談員の設置及び任務）

第8条 本法人に、常設のセクシュアル・ハラスメント等相談員（以下、「相談員」という。）を置く。

- 2 相談員の任務は、次の各号に掲げる事項とする。
- (4) セクシュアル・ハラスメント等に関する相談に応じ、相談者に事後の対応についての助言及び支援を行うこと
 - (5) 相談者の了解を得た上、行為者に面談して事情聴取を行い事実確認し、必要に応じて両者の調停を図ること
 - (6) 前2号の相談、事実確認等を行い、対策委員会に報告すること
 - (7) 問題の解決が困難な事案については、対策委員長に報告し、その指示を受けること
- 3 相談員は相談及び面接に当たって、相談・事実確認及び対応の内容について記録を残しておかなければならない。

（相談員の選任及び連絡会議）

第9条 相談員の数は5名程度とし、対策委員会からの推薦により、理事長が委嘱する。

- 2 相談員の半数以上を女性とする。
- 3 相談員の任期は2年とし、再任を防げない。また欠員が生じた場合は、速やかに補充し、その場合の任期は前任者の残任期間とする。

- 4 相談員の氏名及び連絡先は、これを公開する。
- 5 相談員が相談に対応するに当たり、公正で統一的な手続を行うため、対策委員長は連絡会議の招集をすることができる。
- 6 その他、相談員に必要な事項は対策委員会がこれを定める。

(調査)

第10条 理事長は、相談員及び対策委員会の対応によって解決できないセクシュアル・ハラスメント等に関する事案について、対策委員会の進言に基づき、当該事案の事実関係を調査するため、セクシュアル・ハラスメント等調査員を委嘱することができる。

(調査員の選任)

第11条 調査員は、複数の者とし、理事長が指名する。ただし、指名にあたっては、対策委員会委員、相談員あるいは当事者に関係ある者を除外し、男女等の調査員選任に十分配慮しなければならない。

- 2 理事長は、必要と認めた場合、学園外の専門家に調査員を委嘱することができる。
- 3 調査員の氏名は、公開しない。

(調査員の任務)

第12条 調査員は、セクシュアル・ハラスメント等に関する調査を行うに当たって、当事者、相談者及び関係者から公正な立場で事情聴取を行うものとし、必要に応じて関係書類等の提出を求めることができる。

- 2 調査員は、原則として調査開始後2カ月以内に調査を終了するものとする。
- 3 調査員は、その結果及び当事者に対する措置等について、書面をもって理事長に報告しなければならない。

(調査終了後の対応)

第13条 理事長は、調査員からの報告を対策委員会に開示し、再発防止にかかる改善策を検討させるものとする。

(遵守事項)

第14条 当事者及び関係者は、相談、事情聴取等に際しては真実を述べ、偽りの申出をしてはならない。

- 2 当事者及び関係者は、いかなる場合においても相談及び苦情を申出た者並びにその関係者に対して、報復的行為その他不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 対策委員、相談員、調査員その他手続に関係した者は、その職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(人権への配慮)

第15条 対策委員会及びその委員、相談員並びに調査員は、職務の遂行に当たって当事者及

び関係者の名誉やプライバシー等の人権を侵害しないよう、配慮しなければならない。

(事務の所掌)

第16条 この規程に関する事務は、総務部門が行う。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会の議により行う。

附 則

この規程は、平成18年9月29日から施行する。

附 則

この規程は、高等学校・中学校設置者変更（平成18年7月7日文部科学大臣の認可）に伴い、平成19年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成19年11月27日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成21年8月28日から改正施行する。

附 則

この規程は、学校法人京都成安学園諸規程管理規程第9条の2に基づき、平成27年8月1日から改正施行する。